

建築士等の免許登録の有無を確かめる方法の明確化

今般、一級建築士でない者が一級建築士免許証の写しを偽造し、一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚しました。これらの再発防止を図る観点から、建築基準法施行規則等の改正が行われ、平成 25 年 7 月 1 日から施行されました(同年 5 月 30 日公布)。

今回の改正では、建築基準法にもとづく確認申請等にかかる建築物の設計者等について、所定の建築士であることを建築士免許証等の原本により確認するなどの内容が示されています。

・改正の概要について

確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「告示」という。)および建築基準法施行規則(以下「規則」という。)が改正されました。

(1) 告示の改正

告示において、所定の建築物の確認審査、完了検査および中間検査に当たっては、設計者および工事監理者が建築士法に規定する建築士であることを確認する。また、必要な場合において、当該建築物が構造設計一級建築士(設備設計一級建築士)による構造設計(設備設計)によるものであること、または構造設計一級建築士(設備設計一級建築士)が法適合確認を行った構造設計(設備設計)によるものであることを確認する、とされている。

これらを確認する具体的な方法については、従前は明確にされていなかったが、新たに以下のいずれかによることが告示に位置付けられた。

建築主事または指定確認検査機関が、建築士名簿と照合して確認する方法

申請者等に対し建築士免許証等、構造設計一級建築士証および設備設計一級建築士証の原本の提示を求め、当該免許証等により確認する方法

(2) 規則の改正

上記(1)に伴い、規則において確認申請書、完了検査申請書および中間検査申請書の一部として規定されていた建築士免許証等の写し、構造設計一級建築士証の写しおよび設備設計一級建築士証の写しの提出が不要となった。

・施行日について

平成 25 年 7 月 1 日

詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上